

# 家庭用等ガスコージェネレーションシステム契約

平成29年4月 1日実施

筑紫ガス株式会社

## 目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 料 金	2
7. その他	3
付 則	4
別 表	5

## 1. 目的

この選択約款は、ガスコージェネレーションシステムの普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的な事業運営に資することを目的といたします。

## 2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択供給約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
  - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 3. 用語の定義

- (1) 「ガスコージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギー源として、ガスエンジン、燃料電池等により電力または動力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用等の熱電供給、熱動供給システムをいいます。
- (2) 「専用住宅」とは、住居の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と住居の用に供される部分が結合している住宅をいいます。
- (3) 「単位料金」とは、小売供給（一般契約）約款 23. 定める基準単位料金または

調整単位料金をいいます。

- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

#### 4. 適用条件

- (1) ガスコージェネレーションシステムを専用住宅又は併用住宅で使用する需要で、お客さまがこの約款による契約を希望される場合に適用します。
- (2) ガスエンジン、燃料電池等の定格発電出力(機器容量)が5kw以下であること。

#### 5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) お客さまは、この選択約款を承諾のうえ、当社に所定の申込書により使用を申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は次の期間といたします。
- ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
  - ② 当社とその他の契約の解約と同時に、この選択約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。
  - ③ 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前にこの選択約款の解約と同時に他の選択約款の適用を申し込まれた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

#### 6. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して20日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金(消費税等相当額を含みます。)を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表(各料金表の基本料金、基準単位料金又は小売供給(一

般契約) 約款 23. の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。) を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

## 7. その他

その他の事項については、小売供給 (一般契約) 約款を適用いたします。

付則

1. 本供給約款の実施期日

本供給約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
- ①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
- ②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表(消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	2,916.00円
-------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	79.75円
------------	--------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに小売供給(一般契約)約款23.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。